

防犯カメラ運用規則

この規則は、朝日プラザシティサザンコーストA棟管理規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、朝日プラザシティサザンコーストA棟内の防犯カメラの管理又は運用に関し、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第1条 防犯カメラの設置は、朝日プラザシティサザンコーストA棟（以下「本物件」という。）における犯罪又は悪戯の予防、管理組合の財産の維持保全、及び良好な住環境を確保することを目的とする。また、その管理、運用にあたってはプライバシーに十分配慮するものとする。

（管理、運用責任者）

第2条 防犯カメラの管理・運用責任者は管理組合の理事長とする。

- 2 日常の運用は、駐車場ロボットゲートの運用管理と併せて管理受託者が行う。ただし、防犯カメラのリアルタイム映像の常時監視は行わないものとする。

（対象となるカメラ）

第3条 本規則の対象となる防犯カメラは、共用部分等に設置する防犯カメラとする。

- 2 防犯カメラの設置場所の変更、増設、撤去については総会の決議事項とする。

（承諾事項）

第4条 本物件の居住者は、防犯カメラを設置した箇所の共用部分において、居住者の容姿・行動が常時撮影されるとともに、録画されていることを承諾するものとする。

（閲覧及び立会い）

第5条 管理組合は、次の各号のいずれかに該当する場合、事件又は事故の関係者、理事長、理事の立会いのもとで防犯カメラの記録映像を閲覧することができる。

- ① 犯罪行為、汚損・毀損行為が発生した場合
 - ② 前号の行為に準ずる事象が発生した場合
 - ③ 前二号の行為の予防保全措置を講じる必要性が極めて高いと認められる場合
 - ④ 警察から要請があった場合
 - ⑤ その他理事会が必要と認めた場合
- 2 専用使用部分を除く共用部分への汚損・毀損行為及びそれに準ずる事象が発生した場合で、記録映像を閲覧しようとするときは、理事長又は理事が立会うものとする。
 - 3 前二項により記録映像を閲覧した者は、「記録映像閲覧管理簿」に記録するとともに、閲覧の目的について、速やかに理事会に報告しなければならない。

(緊急時の閲覧)

第6条 管理組合は、緊急かつ正当な理由がある場合は、防犯カメラの記録映像を管理受託者が閲覧することを承認する。

2 前項により記録映像を閲覧した管理受託者は、「記録映像閲覧管理簿」に記録するとともに、閲覧の目的について、速やかに理事長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第7条 前二条による記録映像の閲覧者は、閲覧により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(複製及び貸与)

第8条 警察及び公的機関から記録映像の貸与を求められた場合は、複製方法及び複製部分を含めて理事会の決議を経なければ貸与してはならない。

2 記録映像を複製・貸与した場合は、「記録映像複製・貸与管理簿」に記録する。

(保存)

第9条 管理組合は、記録映像を約7日間保存するものとする。ただし、天災地変、火災、破裂、爆発、物の飛来、犯罪、機器の故障により記録が消滅した場合は、管理組合は記録映像の保存につき責任を負わないものとする。

(規則外事項)

第10条 この規則に定めのない事項については、規約又は使用細則その他細則、規則の定めるところによる。

(規則の改廃)

第11条 この規則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この規則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

(規則原本)

第12条 この規則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の区分所有者が記名押印した規則を1通作成し、これを規則原本とする。

2 規則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、所定の掲示場所に、規則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附則

本規則は、2007年 9月23日より効力を発する。